

## 2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

地球規模で進行している深刻な環境問題を解決するためには、市民、地域団体・NPO、事業者、行政など、地域社会を構成する各主体が、持続可能な社会の構築に向けて、互いに知恵を持ち寄り、共に考え、主体的に行動するよう「市民環境力」を発揮することが求められています。

かつて、本市においては、市民・企業・行政が一丸となって公害問題を克服し、その経験で培われた地域社会のパートナーシップは、現在のまちづくりや地域環境改善活動にも引き継がれているなど、歴史的な強みがあります。

今日の環境問題は、エネルギー消費や資源消費をはじめとする、個々の市民や事業者による薄く広い環境負荷が主要な課題となっており、こうした課題に対応するためには、市民一人ひとりによる環境への意識や、実際の行動の推進、すなわち「市民環境力」の更なる強化が不可欠です。

加えて、各種環境施策を推進していくためには、全体の基盤として環境人材の育成が不可欠であり、幼少期から高齢期までの環境教育の実現が必要です。

これらのことから、ESD（持続可能な開発のための教育）等を通じた環境教育や環境学習の推進などにより、循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展を目指します。

### (1) 環境教育・環境学習の推進

本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民が最も重要な財産であると考え、「人財」育成の取組みを進めてきました。具体的には、本市に存する豊かな自然環境、活発な企業活動、様々な環境教育施設、大学、研究機関、国際機関などを活用し、環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進や、環境教育副読本などを活用した学校での環境教育、こどもエコクラブにおける地域活動等、様々な分野・レベルで、環境に関する教育・研究・学習が行われてきました。加えて、環境を切り口として、SDGsが採択される以前よりESDの推進にも努めてきました。

一方で、環境上の課題は刻一刻と変わっていくことから、生涯学習として、幼少期から高齢期に至るまでの教育機会を提供する必要があります。また、SDGsやESDに代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。

#### 【参考】ESD（持続可能な開発のための教育）

「Education for Sustainable Development」の略称で、「持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育」のことを言います。

「持続可能な社会」の構築を図るためには、ESDの視点は不可欠であり、本市でも、市民・NPO・行政等が連携しながら、子ども向け教材の作成など、様々な取組みを進めています。

## ア 一貫した環境教育の充実

全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進し、一貫した環境教育の充実を図ります。

### ① 【あらゆる世代】環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進

- ・環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進するため、環境教育・環境学習の総合拠点である「環境ミュージアム」の活用や、環境活動に取り組む団体等が集まり、エコライフを提案する「エコライフステージ」の実施などによる啓発に取り組めます。
- ・市民環境力の強化を図るため、「環境首都検定」を実施し、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げ、環境行動の促進を図ります。
- ・環境ミュージアム、エコタウンセンター、響灘ビオトープ等の環境学習施設や平尾台等の自然フィールド、いのちのたび博物館等での体験型プログラムや、教材等の環境学習プログラム、環境に係る学習システムの充実を通じて、地域特性に応じた環境保全活動・環境体験を推進します。



【環境ミュージアム】



【エコライフステージ】

### ② 【就学前教育及び学校教育】成長過程にあった環境教育を推進

- ・市内小学校4年生を対象として環境ミュージアムやエコタウンなどの環境関連施設を活用した体験型学習「SDGs 環境アクティブ・ラーニング」を実施します。
- ・環境マスコットキャラクター「ていたん」による市内の保育所・幼稚園での環境教育や、環境局職員による小学校への出前授業など、様々な場で幼少期から環境教育を進めます。
- ・環境教材として、SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく北九州」や、環境教育副読本、環境教育ワークブック「みどりのノート」を小学校に配布し、環境教育・環境学習の場を提供します。
- ・SDGsに示される17の目標の視点で整理するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現するための施策や環境教育などSDGsの視点を踏まえた学校教育を推進していきます。

### ③ その他の取組み

- ・環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成や、こどもたちが身近な環境や自然について友達と一緒に考え行動する環境学習の支援、さらに、古紙回収、公園や河川の清掃など参加者が環境に主体的に関わる体験的な活動を支援します。
- ・市のごみ処理施設において学校や地域の施設見学を受入れるなど、廃棄物の処理に関する市民の理解の促進に努めます。



【保育所・幼稚園での環境教育】



【環境学習サポーター】

## イ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な社会の構築を図るため、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、北九州 ESD 協議会を中心に、市民・NPO・学校・企業・行政等が連携しながら推進します。北九州地域の ESD 推進計画として協議会が策定する「北九州 ESD アクションプラン」に基づき、あらゆるステークホルダーへの ESD の推進により、持続可能な社会の実現を目指します。

また、ESD 活動支援センターや地方 ESD 活動支援センターとの連携を強化していきます。さらに、消費者教育、食育、人権教育、防災教育等との連携強化を図ります。



【北九州 ESD 協議会での ESD、SDGs の講演会・イベント】

## (2) 環境を意識したライフスタイルの見直し

環境問題の解決に向けては、一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、日々の生活の中の行動によって、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていくことが必要となっています。

市民が 3R の取組みによる効果を実感できるよう、ごみ量の推移やごみ処理経費、リサイクルの流れや製品への利用例などについて、様々な媒体を活用して分かりやすく紹介するほか、ごみの出し方や環境に配慮した製品の購入など、市民が取り組むことのできる具体的な行動例を周知することにより、ライフスタイルの見直しのきっかけとなるよう工夫します。

### ア 効果的な市民啓発と情報提供

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」を配布するとともに、留学生などの外国人を対象とした外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）の作成や、アプリ版「分別大事典」の活用を図ります。また、環境情報誌「ていたんプレス」や各種 SNS 媒体も活用し、分別の意義や市民の取組みの効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行います。

さらに、環境局の職員が市民センター等で、家庭でできるごみ減量化や 3R の取組み、災害廃棄物などをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていきます。



【分別大事典】



【分別大事典アプリ】



【ていたんプレス】



【ていたんツイッター】

## イ ごみ出しルールの徹底とごみ出しマナーの啓発

ごみ出しルールについては、2015（平成 27）年 4 月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の 4 つの視点から具体的な施策に取り組んでいます。

ごみステーションの管理を市民全体で支えるためには、「ごみステーションはごみを出す人が清潔に保つ」という意識を共有することが重要です。「ていたんプレス」などの広報誌や、ステーションの提示幕を活用し、自治会とも連携しながら、ごみ出しマナーについて改めて啓発を行います。

事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適切な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。

## ウ グリーン購入の推進

「北九州市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図ります。また、社会情勢等の変化に応じて、適宜、内容を見直します。

## エ 環境物品の普及促進

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介するほか、環境物品の販売拠点の充実を図ります。

### (3) 地域コミュニティ・NPO・事業者の環境活動の推進

地域全体の市民環境力の向上にあたっては、市民の活動はもとより、地域コミュニティやNPO、事業者も主体的に環境活動に取り組むことが重要であり、行政は、そのような活動を促進していく必要があります。

#### ア 地域コミュニティやNPOの活動支援

市民や地域団体、NPOが取り組む古紙・古着の集団資源回収やまち美化活動、剪定枝や廃食用油のリサイクル活動、生ごみコンポスト化講座の開催などへの支援を行います。

#### イ 環境活動に関する表彰の実施

積極的に環境活動に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、NPO、学校、事業者などを表彰し、ごみの減量やリサイクル、まち美化等の取り組みを全市民的な市民運動として推進していきます。また、表彰者の取り組みを広報誌等で幅広く紹介することで、表彰者を応援し活動の広がりを促すとともに、市民や事業者の環境意識の向上を図ります。



【3R 活動推進表彰の授与】



【3R 活動推進賞の市民投票】

#### ウ 事業者の活動支援・環境活動の推進

食品ロスの削減に取り組むため、市民への食べ切り等を促す飲食店等を「残しま宣言応援店」として、あわせて、飲食店等において、食べ切り等に取り組む利用者を「食品ロス削減サポーター」として登録する制度も創設し、連携した支援を行います。このほか、古紙・古着のリサイクルや廃食用油の回収の協力など、事業者の活動の支援を行います。

また、事業者がエコアクション 21 やまち美化等の環境活動に取り組むことを評価する仕組みを整備していきます。

#### エ 事業者に対する講習会等の開催【再掲】

事業者の廃棄物処理に関する意識の醸成を図るため、条例対象事業所を対象に「廃棄物管理責任講習会」を実施します。

事業系ごみの現状と対策のほか、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務（果たすべき役割）に加え、効果的取組や先進的取組等を紹介し、事業所のごみの資源化・減量化を促します。